

むずかしい相続税を簡単にわかってもらうための相続専門レポート

相伝 -souden



----- このレポートを読んでいただきたい方 -----

- 過去に相続を経験し、次回の相続もつつがなく終りたいと思われている方
- 先祖代々の財産を守りたいと思われる方
- 相続争いをしたくない方
- 貸家経営をされている方
- 自営業をされている方で、自分の会社の株式について対策を行いたい方
- 不動産管理会社を持たれている方
- 相続を経験したことがない方

2015.6.10 vol.74

- ①究極の相続対策を実行しよう！！！！
- ②養子縁組による相続対策の留意点！
- ③結婚・子育て資金贈与と教育資金贈与
ある時点での課税の違いに注意！！
- ④もめないスムーズな承継を実現！事業承継セミナー

※このレポートは、税法上の条文などを簡易に解釈し書いています。従って、読者の行動までも責任をもつものではありません。何か対策等のアクションをおこす際は、必ず、専門家（税理士・公認会計士等）にご相談の上で、実行していただきますようお願いいたします。



《発行》 相続手続きお悩み解決センター

税理士法人 上坂会計／株式会社 ライフデザイン研究所
福井県福井市江守中2丁目 1312 番地

TEL : 0120-939-243 FAX : 0776-36-8245

URL : <http://souzoku.uesaka.ne.jp/> MAIL : soden@uesaka.ne.jp



究極の相続対策を実行しよう！！！！

Writer 公認会計士 上坂 朋宏

安倍政権になってから、とにかく、贈与税についてはまさしく追い風が吹いています。今回の石田が書いている結婚・子育て資金贈与もそうです。

とにかく、いろいろな制度ができていますので、皆さん、是非、勉強して使うようにしてください。

このような制度は、課税庁（税務署）は使うことを推進していますので、要件さえ間違わなければ、基本的にあまりとやかく言われることはありません。

自分の持っている財産、相続人との関係、また相続人の状況、年齢等、いろいろな場合によって、いろいろな制度が使えるようになっていきます。

でも、実行する場合は、必ず、私ども、専門家に相談されるようにしてください。税法は、皆さんの常識では計り知れない部分が多々あります。

今回は、その贈与対策よりも、さらに、節税が図れる究極の対策を書いていきます。

最近、ある方から、以下のようなことを聞かれました。

「先生、一番の相続対策は何ですか？」

皆さんは、どう思われますか？私は以下のようにお答えしました。

「今ある、お父さんの現金を使ってしまってくださいよ！」

この方は、お父さん、お母さんと同居しています。したがって、私は、上記のようにお答えしました。

「生活費に使っちゃうのが一番いいですよ〜。」

「それって、税務署から怒られませんか？」

「怒られませんが〜。お父さんは、一家の大黒柱。大黒柱が、同居している家族の生活費をみるのは、当たり前ですからね。税務署に指摘されることはありませんよ。」

ちなみに、私どものセミナーに来ていただいている方には何度もお話していますが、相続税の申告をすれば、税務署は家族名義の預金まですべて、通常は5年、何か不審なところがあれば、10年でもさかのぼって調べてきます。

そのとき、通帳から生活費がでていたこともわかります。

でも、まったく心配はいりません。

これは、お父さんが同居している家族のために使った生活のためのお金なのですから。

同居している、先代のお金を生活費として使うことを、是非進めてください。
ただし、現金は、あくまでも、先代のもの。したがって、勝手に使うということはいけないことですよね。なので、これは先代にお願いして是非是非、実行されることをお勧めします。

ここでさらに質問が。

「先生、生活費ってどこまでを言うのですか？」

なかなか鋭い質問！！

「先生、実は、家の改装をしたいのですが、それはいいですか？」

これは、ケースバイケース！しかし、基本的には、お父さんが乗る車、お父さんの名義の家であれば、それもOKです。

せっかくの財産。使う順番を考えて有効に使われてはどうでしょうか？！！

2 養子縁組による相続対策の留意点！

Writer 相続アドバイザー 宅地建物取引士 宮司 幸仁

相続対策でご提案させて頂くことの中に養子縁組制度があります。
養子縁組制度には、普通養子縁組と特別養子縁組があります。二つの制度で違うのは、まずその目的です。
特別養子は、実親が子供を育てるのが著しく困難で育てられない場合、子供の福祉を守るためというのが目的であるのに対し、普通養子は、「家督」の存続のためというのが主な目的です。

更に、双方の大きな違いは**実親との関係**にあります。普通養子制度では、養父母と実親双方から**相続する権利は維持されます**が、特別養子制度では、**実親から相続する権利は無くなります**。また特別養子は養子が「6歳以下」でなければならない、という年齢制限があります。

相続対策で行われる養子縁組は、実父母と養父母双方の相続人になれる普通養子縁組です。養子となるのは、孫やひ孫、子の配偶者をされる方が多いと思われます。
未成年者を養子縁組するには、年齢が15歳未満の養子には法定代理人(実親)の承諾が必要となりますが、15歳以上なら単独の意思で養子になることができます。
ただ、いずれの場合にも家庭裁判所の許可が必要になります。ただし、自分及び配偶者の子や孫を養子縁組する場合には、たとえ未成年者であっても裁判所の許可は不要です。

そのため、祖父母が15歳以上の未成年者の孫と養子縁組をする場合には、裁判所の許可はならず、法定代理人の承諾も要らないことになります。

養子縁組は、子や孫などいわゆる直系卑属はできますが、叔父や叔母など尊属（養親となろうとする者より上の世代の血族）は養子になることはできません。

■ 養子縁組の手続き

養子縁組の手続きは、届出書が各市町村役場に備え付けられており、誰でも簡単に届出書を作成することができますが、書類には養親になる人、養子になる人、双方の署名押印が必要です。養子縁組の届出書には以下の項目を記載します。

- ・ 養子になる人
- ・ 養親になる人
- ・ 証人2名（養子縁組の事実を知っている20歳以上の人であれば家族、知人など誰でも可）の署名押印等が必要（印鑑は認印でも良いが、後に紛争があった場合の備えとして実印をお薦めします）

■ 養子縁組による節税効果

相続税の総額を計算する際には、財産総額から基礎控除3,000万円＋（600万円×法定相続人の数）控除できますが、養子縁組により法定相続人が増えることで、基礎控除額も増加することになります。

養子縁組はその他に、死亡保険金や死亡退職金の非課税限度額計算にも効果があります。被相続人が残した死亡保険金や死亡退職金には、相続人1人につき500万円の非課税枠がありますが、養子も相続人に加えられるので、非課税枠500万円が増加することになります。

ただし、実子がいる場合には、養子が何人いても基礎控除や非課税枠の計算に加えられる養子の数は1人になります。実子がいない場合には、2人まで加えられることになります。

養子が1人いることで増える600万円の基礎控除と、500万円の非課税枠。普通養子であれば実親との関係も絶たれることはないので、相続対策の有効策となります。

しかし安易に養子制度を使うことは、実子との相続争いになることもあり、ご検討の際には、必ず我々のような専門家にご相談して頂きたいと思います。





結婚・子育て資金贈与と教育資金贈与 ある時点での課税の違いに注意！！

Writer 相続診断士 石田 典子

平成 27 年度の税制改正により創設された贈与税の非課税制度があります。

親や祖父母などの直系尊属から結婚資金や子育て資金を一括して贈与を受けた場合、最大 1,000 万円を限度（うち結婚費用は 300 万円を限度）に、贈与税を非課税とする制度です。

結婚・子育て資金の範囲は次のようになっています。

- ①結婚に際して支出する婚礼に要する費用（結婚披露を含む）、住居に要する費用および引っ越しに要する費用のうち一定もの。
- ②妊娠に要する費用、出産に要する費用、子や孫などの医療費および保育料のうち一定のもの。

日本の出生率は先進国の中でも低い水準となっており、子や孫の結婚・妊娠・出産・子育てなどを支援するためにこの制度ができました。

手続きとしては、教育資金の一括贈与制度と同じように、信託銀行などの金融機関に資金管理口座を開設し、その口座に贈与資金を入金します。この入金時点で最大 1,000 万円までであれば贈与税が非課税とされます。そして、結婚や子育て資金にかかるものについてのみ、引き出すことができます。

ここまでは、教育資金の一括贈与とさほど変わりません。どちらの制度も、贈与した時点では非課税となっていますが、ある時点で残高がある場合には課税対象となります。

教育資金贈与の場合は、受贈者（もらう側）が 30 歳になった時点で残高がある場合には、その残高に対して贈与税がかかりますが、受贈者が 30 歳になるまでに贈与者（あげる側）が亡くなった場合でも、相続税の課税対象とはなりませんので、一括贈与を行うことで相続税対策になります。

しかし、結婚・子育て資金贈与の場合は、贈与者の死亡時点で残高がある場合には、その残高が相続税の対象となり、一括贈与を行ったあと相続が起きるまでに使い切っていない場合は、相続税対策としての効果はないこととなります。ただし、孫への贈与の場合でも、相続税の 2 割加算の対象にはなりません。（通常、孫が相続した場合の相続税は 2 割加算となります。）

この制度の適用期間は、平成 27 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日までの拠出についてです。相続税対策にはならないとしても、贈与税がかからずに一括して資金を渡すことができるという点では、子や孫の幸せのために想いのこもった支援ができるという大きなメリットがあるのではないのでしょうか。

ご検討されたい場合は、ぜひ一度ご相談ください。



4 もめないスムーズな承継を実現！事業承継セミナー

Writer 相続診断士 竹原 琴美

4月に弊社主催の「京都スタディツアー」がありました。参加されたお客様と共に私もスタッフとして参加させて頂きました。

このツアーでは、100年以上続く京都の老舗企業の店主のお話を直接聞くことができ、どうやって事業を継続できたのかということ学びます。

訪問した先は6社です。

- ・三嶋亭 創業142年
- ・村山造酢 創業280年余り
- ・炭屋旅館 創業100年余り
- ・平八茶屋 創業439年
- ・永楽屋 創業400年
- ・中村ローソク 創業128年



どの企業も100年を超える驚く年数です。

事業を承継させた先代（父）のお話もあれば、事業を承継した後継者（息子）のお話もありました。

普通の家の親子の関係でも、コミュニケーションがとれず、親の想いが子供に通じず財産の承継をさせるのが難しいと感じるのに、老舗企業はどのようなことを大事にし、どうやって先代から引き継いだ事業を次に繋げていっていると思いますか？

また上記の企業は、企業といえども「家業」として事業をされており、親子間での承継としている企業ばかりでした。

長男が継ぐのでしょうか？事業を継がなかった兄弟の相続はどうしたのでしょうか？先代は、自分の子供に何を伝えてきたのでしょうか？（家訓は何か？）など踏み込んだお話も、100年企業研究会を開いているコーディネーターのMBA（経営学修士）の先生から聞くこともできました。

バスの中では、上坂より石田梅岩先生の「商人道」の教えを学びながら京都へ向かったのですが、石田梅岩先生は「正直、勤勉、儉約、孝行」という教えを説いています。京都の老舗企業は、どの企業も直接的ではないですが、この4つの教えを共通して話されていました。

そんな京都スタディツアーの話もいれて、弊社上坂が講師の事業承継セミナーが6月に開催されます。

企業経営をされている方向けのセミナーではありますが、経営をされていなくても、心構えや生き方・考え方のセミナーとなっており、親子間の承継についてお話が聞けると思います。

ご都合がつく方は是非ご参加ください。

事業承継セミナーの開催日時は下記のとおりです。

社長！後継者が頼りないと、心配し過ぎていませんか？

後継者の方！先代は自分のことを頭ごなしに否定する、と思いませんか？

次世代リーダー（後継者）としての 生き方・考え方セミナー

開催日：平成 27 年 6 月 20 日（土）

時 間：9：30～12：00（9：00 受付開始）

場 所：福井商工会議所 会議室 A & B

受講料：お 1 人様 5,000 円（税込）

社長！後継者が頼りないと、心配し過ぎていませんか？

後継者の方！先代は自分のことを頭ごなしに否定する、と思いませんか？

次世代リーダー（後継者）としての生き方考え方 ～具体的な事業承継の取り組み方！～

開催日：平成 27 年 8 月 8 日（土）

時 間：9：30～12：00（9：00 受付開始）

場 所：福井商工会議所 国際ホール

受講料：お 1 人様 5,000 円（税込）

-----編集後記-----

今年も事業承継セミナーを開催させていただきます。

事業を譲る方、引き継ぐ方どちらにも聞いていただきたい内容です。後継者の方と一緒に聞いていただくと、承継に向けての第一歩になるかもしれません。

お席のあるうちにどうぞお早目にお申し込みください。

お客様の要望にお応えするために、
私達、上坂会計グループは、
総合事務所を目指しています。

弁護士・司法書士 有資格者を募集しています。

お問い合わせは、相続手続きお悩み解決センターまで



0120-939-243



UCF
上坂会計グループ

私ども上坂会計グループは創業 1970 年
顧問先数 510 社の会計事務所を母体にし
たコンサルティング会社です。

税理士法人 上坂会計／株式会社 上坂経営センター／株式会社 ライフデザイン研究所
株式会社 ビジネス・アイ／社会保険労務士法人 上坂&パートナーズ
UESAKA ASIA ADVANCEMENT MANEGEMENT AGENCYCo.,Ltd. (カンボジア)